

令和4年度札幌市内部統制評価報告書審査意見

「札幌市監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年9月12日

札幌市監査委員	藤江正祥
同	愛須一史
同	高橋克朋
同	福田浩太郎

1 審査の対象

「令和4年度札幌市内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度札幌市内部統制評価報告書の審査は、札幌市長が作成した内部統制評価報告書について、札幌市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和4年度札幌市内部統制評価報告書について、札幌市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「札幌市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和4年度札幌市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

特段記載すべき事項はない。

令和4年度札幌市内部統制評価報告書の項目別審査状況

1 評価手続に係る審査

(1) 全庁的な内部統制評価手続の審査

令和4年度札幌市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）【附属資料】「第2_1 全庁的な内部統制についての評価」の「(1)評価手続」を基に、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）の評価作業が、各評価項目に対して実施されているか評価部局に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

なお、令和3年度の内部統制の取組では、複数の課を合わせて1つの「実施単位」としてリスク評価を実施した課が「リスク評価シート」を作成する際、合わせて評価した課の名称の記載方法が明確に定められておらず、令和3年度札幌市内部統制評価報告書審査意見書（以下「令和3年度意見書」という。）においてこれを改善するよう意見を付したところであるが、令和4年度は必要な措置がなされており、庁内全課においてリスクの評価が漏れなく行われたことが「リスク評価シート」から確認できたことは評価する。

(2) 業務レベルの内部統制評価手続の審査

評価報告書【附属資料】「第2_2 業務レベルの内部統制についての評価」の「(1)評価手続」を基に、課における評価手続が適切に実施されているかを内部統制推進部局（以下「推進部局」という。）及び評価部局に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価手続は適切であると認められた。

審査にあたって、監査委員は、定期監査等で得た知見を用いたほか、「契約（物品役務・工事）の履行が適切に行われないリスク」に着目し、下表のとおり、これに相当する特定リスク¹を設定している課を抽出して審査を行った。

監査委員が設定するリスク	該当する各課の特定リスク（例）
契約（物品役務・工事）の履行が適切に行われないリスク	・ 委託業務における不十分な履行検査 ・ 積算額の誤り

¹ 特定リスクとは、各課が、自らの課の業務に関するリスクを洗い出し、それぞれの重要性を評価したうえで、組織として対応する必要性が高いリスクとして選択したリスクをいう。

なお、令和3年度の内部統制の取組として、「リスク評価シート」を用いてリスクの評価を行った際に、当該課が実施しているリスク対応策が既に十分なものであるとの認識から、特定リスクとしなかったものに関わる事務において、処理の不備が複数確認²されたため、令和3年度意見書においてこれを改善するよう意見を付したところであるが、各課における特定リスクの的確な評価の観点から、令和5年度からリスク設定の上限撤廃や内部統制推進責任者（各局及び各部の長）の責務を明確化³するなどの取組がなされていることは評価する。引き続き、当該取組の効果を見極めつつ、より実効性のある内部統制制度へと改善を進められたい。

2 評価結果に係る審査

(1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果の審査

評価報告書【附属資料】「第2_1全庁的な内部統制についての評価」の「(2)評価結果」を基に、整備状況及び運用状況の評価結果について、市長及び評価部局等に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の審査

ア 業務レベルの内部統制の整備状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2_2業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「ア内部統制の整備の観点での有効性」を基に、前述の1-(2)により抽出した課についての当該年度のリスクに対する対応及び内部統制の整備上の不備について確認した。

その上で、これらの事項その他監査委員が定期監査等で得た知見に基づき、市長及び評価部局等に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、評価結果は適切であると認められた。

² この傾向は、令和4年度の取組においても同様である。

³ 「令和5年度札幌市内部統制体制整備に関する実施方針」において、定期監査での指摘等について、局内・部内で同様の指摘等が繰り返されることのないよう、各課におけるリスクの選定に関して必要な指導・助言を行うこと等が規定された。

イ 業務レベルの内部統制の運用状況の評価結果

評価報告書【附属資料】「第2_2業務レベルの内部統制についての評価」の「(2)評価結果」のうち「イ内部統制の運用の観点での有効性」について、評価報告書【附属資料】「第1_2業務レベルの内部統制の取組状況」の「(3)事故発生状況調査の実施」に基づく報告により把握された運用上の不備等を基に、それ以外の記録等の閲覧や市長及び内部統制評価部局等に対して質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、運用状況についての評価結果が適切であると認められた。

なお、内部統制の重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいうが⁴、令和3年度の内部統制の取組では、重大な不備の判断に関する明確な判断基準を持っておらず、令和3年度意見書において手続に客観性を担保する方策を検討するよう意見を付したところである。

令和4年度の取組では、経済的な不利益にあっては他都市の事例等を踏まえ試行的に定量的な基準を定めたこと、社会的な不利益にあっては信用失墜の度合い⁵、社会的関心の度合いを考慮して判断することとされており、一定の改善がなされたことは評価できる。今後、更なる事例の積み重ねによって、客観的な判断手法を確立されたい。

⁴ 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」22頁

⁵ 市民への権利侵害の程度、故意・過失の程度、業務懈怠の程度、事案の反復性等を判断要素として、信用失墜の度合いを検討することとされている。